

指定管理者制度の導入等に関する基本的考え方について

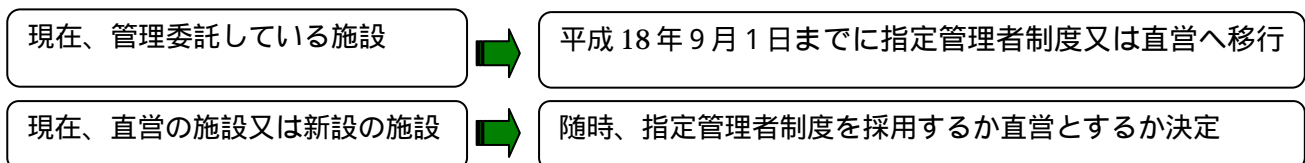
行政経営推進課
平成16年9月

指定管理者制度の導入手続や各公の施設の管理方式の検討状況について、基本的な考え方をまとめ、今後さらに検討を進めるとともに、この考え方をもとに全庁的な取組を進める。

指定管理者制度の導入

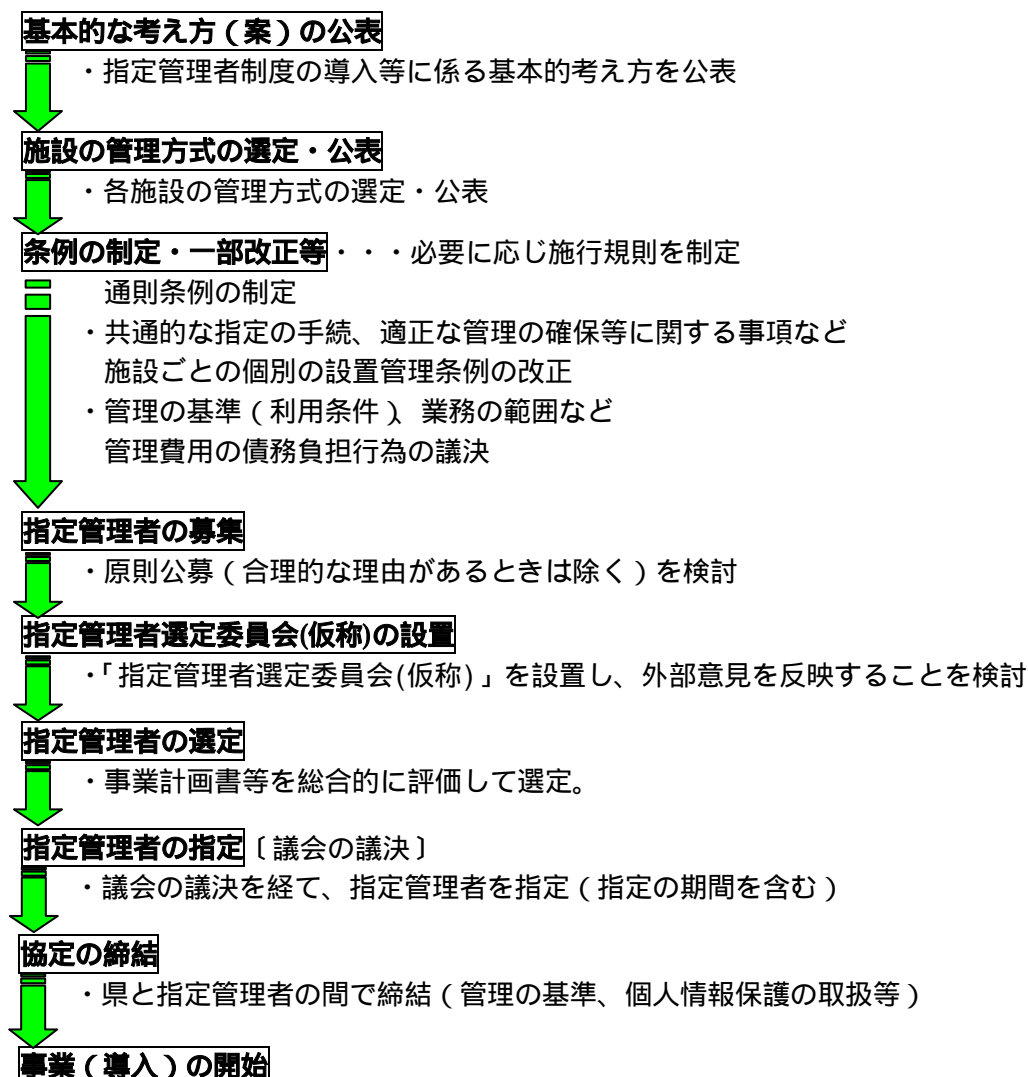
1 指定管理者制度の概要

従来の公共団体への管理委託制度にかえ、民間企業、NPOなどの団体まで管理委託の対象を広げるとともに、使用許可などの業務も併せて行わせることが可能になったもの。



2 指定管理者制度導入までの考え方

現在、団体等へ管理委託している公の施設のうち、指定管理者制度を導入する施設については、原則として平成18年4月から導入する。ただし、準備が整った施設から順次導入する。



3 指定の手続

(1) 指定管理者の募集

指定管理者は民間事業者、NPO等もなることが可能となり、指定管理者の原則公募（合理的な理由がある場合を除く。）を検討。

募集に当たっては、募集要項（施設概要、管理基準、業務内容、経費の状況、応募資格、選考方法、指定期間、説明会の有無等）を県のホームページ、広報などにより公表する。

公募期間は、施設の規模、態様に応じて、1か月から2か月程度で設定。

応募資格は、各施設の目的や実態などに応じて定める。

(2) 指定管理者の選定

外部の意見を反映し、指定管理者を選定

外部の有識者等から構成される「指定管理者選定委員会(仮称)」の設置を検討し、委員会の意見を踏まえ、総合的に評価して、指定管理者を選定する。

〔選定基準例〕

- ・住民の平等な利用を確保されること
- ・事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること
- ・事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人的及び物的能力を有していること 等

(3) 指定管理者の指定

指定管理者の指定に当たっては、県議会の議決を経て、指定期間を定めて行う。

指定の期間は概ね3～5年間を検討。

(4) 協定の締結

県は指定管理者と「管理業務（業務の範囲、個人情報保護に関する取扱等）、利用料金の取扱等」を記載した協定を締結する。

4 適正な管理の確保方策

(1) 指定管理者の責務

事業報告書の作成及び提出（毎年度終了後30日以内）

秘密保持の責務（個人情報の適切な保護）

県が必要と認めるときの期間満了時の原状回復

故意又は過失により管理施設、設備を損傷したときの損害賠償

監査の実施（監査を行う者を定め、毎年度1回以上監査を受けること）

(2) 県の実施事項

指定管理者に対する業務又は経理状況に関する報告請求、実地調査や指示。

指定管理者の指定の継続が不適当な場合の指定の取消又は管理業務の停止命令。

公の施設の管理方式検討状況

1 管理方式選定に当たっての基本的な考え方

全ての公の施設（76施設、127県営住宅団地）の今後の管理方式について、「指定管理者方式」「直営方式」「民営化ないし施設の譲渡等」のいずれか、それぞれの特徴を踏まえて選定する。
（*指定管理者方式等の検討が必要な施設：別添）

<主な理由>

<施設の特徴・施設例>

（1）指定管理者方式

- 1) 住民サービスの向上
民間能力（ソフト事業の企画・実施、施設・設備メンテナンス等）の活用により、多様なニーズに対応した事業実施など、住民サービス向上が見込まれるもの
- 2) 管理経費の節減
民間能力（多様な人材確保、独自の物品調達能力等）の活用、コスト意識を持った経営管理により、管理経費の節減が見込まれるもの
- 3) 管理運営の効率化
民間の業務運営手法を活用した迅速な業務処理により、管理運営の効率化が見込まれるもの
- 4) 新たな発想の活用
新たな発想（事業計画）による事業展開、利用促進の見込まれるもの

特色ある年間事業の企画・立案や利用者のニーズに対応した新たな催し等によるサービス向上が見込まれるもの
施設の空きスペースの有効活用が見込まれるもの
競争原理の導入、民間手法の導入等による管理経費の節減見込みが高いもの
一定の施設処遇、運営管理方法が確立され、県の施策的関与のもとで指定管理者による適切な運営の見込みが高いもの
<想定される施設例>
・とっとり花回廊
・みなと温泉館
・布勢総合運動公園
・産業体育館 など

（2）直営方式

- 1) 施設の目的・機能
利用者の安心感や信頼性の確保、所有する情報の保護、市町村との連携等の観点から直営で運営すべきもの
- 2) 県の関与の必要性
行政機関としての性格が強く、直営で行うべきもの又は施設目的の再検討により県の直接関与を強めるもの
- 3) 指定管理者制度の利点が見込めない施設
民間能力の活用の余地が少なく、住民サービスの向上、経費削減効果などの利点が見込めないもの
- 4) 個別の法律による制約
個別の法律により管理主体に対する制約が大きいもの

障害者の処遇、高度医療の提供が必要なことから、県の主体的施策展開、施設運営が必要なもの
市町村、学校との連携による社会教育施策、研究・普及啓発等の拠点施設として県の施策展開が必要なもの
教育機関・養成機関として県の主体的関与が必要なもの
清掃、植栽等業務委託で対応可能であり、民間能力の活用範囲が少ないもの
施設の安全性確保、隣接県施設との一体管理、セーフティネットとしての意義の観点から、県の主体的管理が必要なもの
運営のあり方を検討する間、直営によりサービス水準確保が必要なもの
<想定される施設例>
・皆生小児療育センター
・消費生活センター
・農業大学校
・図書館 など

（3）民営化ないし施設の譲渡等

- 1) 県立で保有する意義が薄れていて民営化等による運営を検討すべき施設
一定のサービスの提供（処遇）方法が確立されている施設で、民間事業者の運営によるサービス水準の維持も可能であることから、県立で保有する意義が薄れてきたもの

民間経営施設も増加しているなど処遇方法が一定レベル確立されており、県立施設として保有する意義が減少しているもの
<想定される施設例>
・現在、厚生事業団が管理している施設で、一定の処遇方法が確立され、民営化ないし施設の譲渡等により運営が可能な施設 など